

# 崎県公報

平成19年4月23日(月曜日) 第 1873 号

発 行 宮

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月·木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

#### 次 目

百 ○保安林の指定予定の通知(2件)……………(自然環境課)1 ○土地改良区の役員の就退任の届出(7件)……(農村整備課)4 ○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同 ○道路の区域の変更(4件) ……(道路保全課)2 ○道路の供用の開始(3件)…………………( // / )3 : ○宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、 

○旧足豆球隊閉の豆		(建)	彩生七話	4
○宮崎県証紙売りさ	ばき人の指定	••••	(会計課)	4
公 告				

- ○十地改良区の役員の退任の届出(2件) ………( ″ ) 6

# 労働委員会告示

### 宮崎県告示第 413号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町南郷区上渡川字松 塚谷1632-3
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
  - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
  - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
  - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置い て縦覧に供する。)

# 宮崎県告示第 414号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町4262-2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

4262-2 (次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並び に都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 宮崎県告示第 415号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定によ る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定 による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると 認めた。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 2 月28日
発起人の住所及び氏名	延岡市島浦町 645番地
	有限会社鶴島網
	延岡市島浦町 470番地
	西良水産有限会社
加入区の名称	島浦町加入区
区域	島浦町漁業協同組合の地区

X 分 中型まき網漁業及び小型まき網漁業

# 宮崎県告示 416号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定によ る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定 | 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。 による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると 認めた。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年2月28日
発起人の住所及び氏名	延岡市鯛名町92番地 古谷幸春 延岡市鯛名町 242番地1 日野政利
加入区の名称	延岡市第二加入区
区域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土 々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁 業協同組合の地区
区分	旧鯛名漁業協同組合の地区の者が営む 小型機船底びき網等漁業

# 宮崎県告示第 417号

漁業災害補償法(昭和39年法律第 158号。以下「法」という。) 第 108条第5項において準用する法第 105条の2第3項の規定によ る届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定 による特定第2号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると 認めた。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

同意成立の届出年月日	平成19年 2 月28日
発起人の住所及び氏名	延岡市鯛名町93番地柳田八郎 延岡市妙見町3878番地 176 二見清
加入区の名称	延岡市第二加入区
区 域	延岡市漁業協同組合の地区のうち旧土 々呂漁業協同組合の地区及び旧鯛名漁 業協同組合の地区
区分	旧鯛名漁業協同組合の地区の者が営む 小型漁船漁業であって小型機船底びき 網等漁業以外のもの

#### 宮崎県告示第 418号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年4月23日から平成19年5月7日まで

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡椎 葉村大字大 河内字吐野 々 477番 2 地先から同	IΒ	9.5 ~ 10.4	15.6
			郡同村同大字同字 477番2地先まで	新	12.0 ~ 12.5	15.6
			東臼杵郡美 郷町南郷区 水清谷字赤 木1710番3	Ш	8.0 ~ 12.0	17.2
			地先から同郡同町同区 水清谷同字 1710番3地 先まで	新	10.3 ~ 12.4	17.2

### 宮崎県告示第 419号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年4月23日から平成19年5月7日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種 類	101/101/101		の別	(メートル)	(メートル)
39	県道	西都南	東臼杵郡美	旧	7.5 ~	10.7
		郷線	郷町南郷区		9.5	
			中渡川字中			
			ノ原 200番	新	10.8 ~	10.7
			2 地先から		12.2	
			同郡同町同			
			区中渡川同			
			字 200番 2			
			地先まで			

#### 宮崎県告示第 420号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年4月23日から平成19年5月7日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	新旧	敷地の 幅 員	延長
番号	種 類	的冰石		の別	(メートル)	(メートル)
39	県道	西都南郷線	東臼杵郡美 郷町南郷区 神門字鷺ノ	IΒ	10.1 ~ 52.6	154.0
			単2600番 1 地先から同 郡同町同区 神門同字26	新	10.7 ~ 66.8	154.0
			00番8地先まで			

#### 宮崎県告示第 421号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道 宮崎県告示第423号 路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年4月23日から平成19年5月7日まで 路の供用を次のとおり開始する。 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
301	県道	山陰都農線	日向市東郷 町山陰字庭 田甲 770番 5 地先から	IΒ	3.2 ~ 15.4	993.7
			同市同町山 陰同字甲 7 70番40地先 まで	新	0.0 ~ 0.0	0.0

# 宮崎県告示第 422号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年4月23日から平成19年5月7日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
	国道	国道 3 88号	東臼杵郡字 2 地帯で 2 地帯で 2 地帯で 2 地帯で 477か 477か 477か 477か 477を 477を 477の 477の 477の 477の 477の 477の	平成19年 4 月23日

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道

なお、関係図面は、平成19年4月23日から平成19年5月7日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	供用開始の期日
39	県道	西都南鄉線	東臼杵郡美 郷町南郷区 中渡川字中 ノ原 200番 2 地先から 同郡同町同 区中渡川同 字 200番 2 地先まで	平成19年 4 月23日

# 宮崎県告示第 424号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年4月23日から平成19年5月7日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 宮崎県公報

出代

路線	道路	各の	ロタを白スフ	∀	BB	
番号	種	類	路線名	区	間	供用開始の期日
39	県道		西都南鄉線	郷町戸神門三巣260地先に郡同町神門	中朝第三年 中朝第三年 中朝第三年 中期第三年 中期第三年 中期第三年 中期第三年 中期第三年 中期第三年 中期第三年 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間	平成19年 4 月23日

#### 宮崎県告示第 425号

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第 17条第1項の規定により、指定登録機関を次のとおり指定した。 平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定登録機関の名称及び住所 宮崎県住宅供給公社 宮崎市橘通東2丁目7番18号
- 2 登録事務の範囲 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録及び登録簿の閲覧の実施に関す る事務の全部
- 3 登録事務を行う事務所の所在地 宮崎市橘通東2丁目7番18号
- 4 登録事務の開始の日 平成19年4月1日

# 宮崎県告示第 426号

高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第26条第1項の規定により、指定登録機関の登録事務の廃止を次のとおり許可した。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 指定登録機関の名称及び住所 財団法人宮崎県建築住宅センター 宮崎市恒久1丁目7番地14
- 2 廃止を許可した登録事務の範囲 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録及び登録簿の閲覧の実施に関す る事務の全部
- 3 登録事務の廃止の日 平成19年3月31日

# 

た。条第一項の規定により、収入証紙売りさばき人を次のとおり指定し宮崎県収入証紙条例(昭和三十九年宮崎県条例第三十四号)第五

平成十九年四月二十三日

宮崎県知事 東国原 英 夫

売りさばきをする場所	売りさばき人の名称			指定年月日
小林市大字細野二八番	福永不動産	福永	知	平成十九年四

# 公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 都城市高木原土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について 次のとおり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

役	名	氏			名	住 所
理	事	長	倉	富	保	都城市金田町2154番地1
理	事	東	森	正	記	都城市高木町4625番地 1
理	事	瀬戸	∄山	光	雄	都城市太郎坊町1596番地 2
理	事	島	田	道	春	都城市太郎坊町6668番地 3
理	事	松	Щ		茂	都城市金田町2486番地
理	事	高	橋	富	保	都城市金田町2402番地
理	事	中表	之丸	新	郎	都城市高木町4729番地
理	事	福	岡	春	良	都城市高木町4324番地
理	事	宮	内	正	孝	都城市高木町4399番地
理	事	藤	村	兼	春	都城市太郎坊町6835番地29
理	事	児	玉	貞	男	都城市高木町4999番地
理	事	柚木崎			明	都城市高城町桜木 244番地イ
監	事	原		和	美	都城市高木町4777番地
監	事	角	地	重	夫	都城市金田町2009番地 2
監	事	室	屋	正	登	都城市高城町桜木 411番地

(任期:平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

	役	名	氏			名	住 所
	理	事	長	倉	富	保	都城市金田町2154番地1
	理	事	東	森	正	記	都城市高木町4625番地1
	理	事	待	木	雪	夫	都城市高木町4200番地 6
ı							

理	事	中之	之丸	新	郎	都城市高木町4729番地
理	事	福	岡	春	良	都城市高木町4324番地
理	事	高	橋	富	保	都城市金田町2402番地
理	事	松	Щ		茂	都城市金田町2486番地
理	事	瀬戸	ĒЩ	光	雄	都城市太郎坊町1596番地 2
理	事	島	田	道	春	都城市太郎坊町6668番地3
理	事	天	神	秀	幸	都城市高城町桜木 149番地
監	事	原		和	美	都城市高木町4777番地
監	事	柚オ	· 「 崎		明	都城市高城町桜木 244番地イ

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 三財川筋土地改良区(西都市)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 就任した役員

役 名	氏			名	住所
理事長	後	藤	俊	_	西都市大字上三財 521
副理事長	井	上	俊	朗	西都市大字上三財5560
理事	河	野	博	美	西都市大字下三財2632
理事	緒	方	_	利	西都市大字藤田 853
理事	小	森	健		西都市大字下三財6160-2
理事	平	野	福	男	西都市大字上三財5656
理事	松	浦	利	治	西都市大字荒武4515
理事	関	谷	義	美	西都市大字山田 121
理 事	H	高	孝	行	西都市大字下三財7488-1
総括監事	丸	山	美元	<b>大生</b>	西都市大字下三財3323
副総括監事	松	村		実	西都市大字上三財2441-イ
監 事	水	間	武	彦	西都市大字上三財6806

(任期:平成23年3月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏			名	住 所
理事長	水	間	武	彦	西都市大字上三財6806
副理事長	河	野	博	美	西都市大字下三財2632
理 事	丸	Ш	美フ	木生	西都市大字下三財3323
理事	小	森	健	<u></u>	西都市大字下三財6160-2
理 事	井	上	俊	朗	西都市大字上三財5560
理事	緒	方	定	次	西都市大字下三財7514
理 事	後	藤	俊	<u> </u>	西都市大字上三財 521
理事	平	野	福	男	西都市大字上三財5656
理 事	松	浦	利	治	西都市大字荒武4515
総括監事	緒	方	_	利	西都市大字藤田 853
副総括監事	関	谷	義	美	西都市大字山田 121
監 事	松	村		実	西都市大字上三財2441-イ

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 岩戸原土地改良区(木城町)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 1 就任した役員

役	名	氏			名	住	所
理	事	黒	木	安	則	木城町大字高城1183-1	番地

(任期:平成21年3月31日まで)

# 2 退任した役員

役	名	氏		名	住	所
理事	長	深	水	久和雄	木城町大字高城12	17番地の 1

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 岩戸土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 就任した役員

# 平成 19 年 4 月 23 日(月曜日) 第 1873 号

住

佐藤康徳 高千穂町大字上岩戸 162番地 3

# 甲 斐 誠 也 高千穂町大字岩戸6245番地 甲 斐 四 郎 高千穂町大字岩戸8199番地

(任期:平成22年3月31日まで)

氏

名

事

事

#### 2 退任した役員

役

監

役	名	氏			名	住 所
監	事	甲	斐	誠	也	高千穂町大字岩戸6245番地
監	事	佐	藤	省	_	高千穂町大字岩戸5742番地
監	事	甲	斐	四	郎	高千穂町大字岩戸8199番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 日向土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 1 就任した役員

役	名	氏			名	住	所
総扫	監事	エ	藤	幸	_	高千穂町大字上岩戸	□1650番地
監	事	佐	藤	正	_	高千穂町大字上岩戸	□5304番地

(任期:平成22年3月31日まで)

# 2 退任した役員

役	名	氏			名	住	折
総括監	事	エ	藤	富	雄	高千穂町大字岩戸5083番地	
監	監 事 佐藤信広高千穂町大字上岩戸1054		番地				

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 上寺土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のと おり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 1 就任した役員

役	名	氏			名	住	所
総括	監事	工	藤	明	信	高千穂町大字岩戸	落合2525番地 1

# 宮崎県公報

藤 高 常 巳 高千穂町大字岩戸1626番地

(任期:平成22年3月31日まで)

2 退任した役員

役	名	氏			名	住 所	
総括	監事	エ	藤	明	信	高千穂町大字岩戸落合2525番	地1
監	事	藤	高	常	巳	高千穂町大字岩戸1626番地	

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、 東岸寺土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次の とおり届出があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 就任した役員

役	名	氏			名	住 所
総括	監事	馬	原	利	幸	高千穂町大字岩戸4621番地 2
監	事	佐	藤	昭	彦	高千穂町大字岩戸4059番地

(任期:平成22年3月31日まで)

# 2 退任した役員

役	名	氏			名	住 所
総括	監事	馬	原	利	幸	高千穂町大字岩戸4621番地 2
監	事	佐	藤	昭	彦	高千穂町大字岩戸4059番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 庄内土地改良区(都城市)の役員の退任について次のとおり届出が あった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

# 1 退任した役員

役	名	氏		名	住	所
理	事 長	木之下	<u></u>	郎	都城市関之尾町582	28番地

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、 勝岡土地改良区(三股町)の役員の退任について次のとおり届出が あった。

平成19年 4 月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 退任した役員

役	名	氏			名	住	所
理	事	木	村	秀	人	三股町大字蓼池1305	5番地 2

測量法(昭和24年法律第 188号)第14条第1項の規定により、基本測量の実施について、国土交通省国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成19年4月23日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 作業の種類

基本測量(基準点測量・基準点改測作業)

2 作業地域

宮崎市、日南市、えびの市、東諸県郡国富町、 南那珂郡南郷町、北諸県郡三股町、東臼杵郡椎葉村、 東臼杵郡美郷町、西臼杵郡高千穂町

3 作業期間

平成19年5月15日から平成20年3月24日まで

# 労働委員会告示

# 宮崎県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閲歴等を次のとおり公表する。

平成19年4月23日

宮崎県労働委員会会長 日 野 直 彦 あ つ せ ん 員 候 補 者 名 簿

(五十音順)

(平成19年4月5日現在)

	氏			閲歴及び現職	委 嘱 日
安	部	康	寛	県労働委員会使用者委員 王子製紙㈱日南工場工場長代理	平17. 8.20
江	藤	洋	行	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会専務理事	平17. 8.20
小	Ш	_	民	県労働委員会使用者委員 九州電力㈱執行役員宮崎支店長	平17. 8.20
甲	斐	勝	利	県労働委員会使用者委員 ㈱志多組常勤監査役	平17. 8.20
木	下	清	隆	県労働委員会労働者委員 U I ゼンセン同盟宮崎県支部顧 問	平17. 8.20
黒	木	康	年	県労働委員会事務局長	平19. 4. 5
黒	田	民	子	県労働委員会公益委員 社会保険労務士	平17. 8.20
椎		重	明	県労働委員会事務局調整審査課 課長補佐	平18. 4. 6
渋	谷	弘	=	県労働委員会事務局調整審査課 長	平19. 4. 5

			+1	以 19 年 4 月 23 日 (月曜日)	弗 10/3 万
末	藤	孝	憲	県労働委員会使用者委員 宮崎空港ビル㈱専務取締役	平17. 8.20
新	名	照	幸	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会顧問	平17. 8.20
西		盾	夫	県商工観光労働部労働政策課長	平18. 4. 6
橋	本		眞	県労働委員会公益委員 熊本大学大学院法曹養成研究科 教授	平17. 8.20
比	恵島		篤	県労働委員会労働者委員 元全宮崎交通労働組合連合会会 長	平17. 8.20
日	野	直	彦	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平17. 8.20
宮	田	行	雄	県労働委員会公益委員 弁 護 士	平17. 8.20
村	田		綜	県労働委員会公益委員 元宮崎県企業局管理部長	平17. 8.20
横	山	節	夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連 合会事務局長	平17. 8.20
吉	田	幸ス	大郎	県労働委員会労働者委員 情報労連宮崎県協議会議長	平17. 8.20